

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
1	実施要領	2	2. 見積限度額について 運営委託費の内訳（人件費、消耗品費など）を詳細に教えてください。特に、人件費について社会保険加入のスタッフが〇名、非加入スタッフ〇名など、理想的なスタッフ配置の参考にしたいので教えてください。また、交通費はkmあたり幾らか、そして、子育て講座の講師謝金の金額について、市の規定があれば教えてください。	運営委託費内訳の詳細については公開できませんが、見積限度額は、人件費、講師謝礼、旅費、通信運搬費、クリーニング料、傷害保険料、器具費、予備費で積算しております。 スタッフ配置についても、仕様書P2 6-④職員配置の条件を満たしたうえで仕様書に示した業務内容を履行できる体制を各事業者様にて検討いただくこととしています。
2	実施要領	2	3. 参加資格について これまでは、「ボランティアグループ等の非営利団体で、2年以上子育て支援活動の実績のあるもの」やNPO法人等の文言がありましたが、今回それらの条件が外されたのは、なぜか教えてください。	ご質問の件は、前々回（令和2年）の公募の際のものであり、前回（令和5年）の公募から、参加資格をボランティアグループ等の非営利団体、NPO法人等に限定していません。
3	実施要領	4	8-(4)-⑤の登記事項証明書の提出について、任意団体の場合は代表者の住民票及び身分証明書の提出でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
4	実施要領	4	8-(4)-⑦の納税証明書についてです。 県税及び市税についてはそれぞれ福岡県と飯塚市で良かったでしょうか？	法人の場合 【プロポーザル参加希望者の本社が福岡県外で福岡県内に営業所等を有する場合】 （本社） ①県税：本社所在地の都道府県税事務所発行の納税証明書 ②市税：本社所在地の市町村発行の納税証明書 上記①・②に加え営業所等所在地の納税証明書（県税・市税） 【プロポーザル参加希望者の本社が飯塚市内の場合】 ①県税：福岡県税事務所発行の納税証明書 ②市税：飯塚市発行の納税証明書 団体の場合 代表者の納税証明書（国税・県税・市税）

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
5	実施要領	6	二次審査（プレゼンテーション）における参加人数に制限や上限（何名までか）はございますでしょうか。	二次審査（プレゼンテーション）における参加人数は3名以内です。
6	実施要領	7	プロポーザル実施要領 12.審査基準及び配点について 交流センター等と実施している、出前支援以外の連携事例があればご教示ください。	交流センター、図書館と連携し、お絵描きワークショップ、おはなし会、クッキング等の講座を実施していますが、その他には、交流センター主催の講座開催時の子どもの支援を行っています。
7	実施要領	9	契約にあたり、契約保証金の納入は必要ですか。	契約保証金については、飯塚市契約規則第52条において、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の契約保証金を納付いただくことを規定しています。なお、同条第2項各号に該当する場合は、全部または一部を免除することができると規定しています。
8	実施要領	9	プロポーザル実施要領15その他留意事項（1）提出書類に記載の下記内容につきまして、参加申し込みできる子育て支援センターは1事業者につき最大2事業までという理解でよろしいでしょうか。 ----- ① 「1 業務の概要」（1）業務名に記載の子育て支援センター事業運営委託 1 業務ごとの企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とし、計 2 業務までとする。	ご理解のとおりです。
9	仕様書	1	仕様書5.委託業務内容 ⑤に記載の交流センター、児童遊園、プレーパーク等への出前支援について、各支援センターにおける過去3年間の年間実施回数及び実施時間をご教示ください。	各子育て支援センター実績 穂波）R5：65回 R6：59回 R7：65回 筑穂）R5：25回 R6：27回 R7：19回 庄内）R5：56回 R6：64回 R7：74回 穎田）R5：53回 R6：117回 R7：28回 実施時間 1回あたり 1 時間～ 2 時間程度

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
10	仕様書	2	仕様書「5-⑤」の出前講座等でスタッフが施設外へ出向く際、「6-①イ」の「開所時間中5時間以上2名配置」は、拠点施設と外回りを合わせて合計2名配置で満たされる認識でよろしいでしょうか。	拠点施設と外回りについて、別々に2名の配置が必要ですが、一時的に拠点施設を閉所して施設外で事業を実施することはできます。その場合は、仕様書3ページ、⑧施設外事業「講習や交流会、出前講座等で支援センターを空ける場合は、利用者への周知及び発注者への連絡を確実に行うこと。」のとおり周知等を行ってください。
11	仕様書	2	仕様書5.委託業務内容⑥に記載の地域支援活動について、 同項に掲げる(ア)高齢者・地域学生等との連携、(イ)地域団体と協働した伝統文化や習慣・行事の実施、(ウ)地域ボランティアの育成や自治会・子育てサークル等との協働による地域資源の発掘・育成については、(ア)～(ウ)のうちいずれか1つ以上の取組を実施すれば要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 また、現在各支援センターにおいて実施している取組内容、年間実施回数及び主な連携団体についてご教示ください。	⑥に記載の地域支援活動について、(ア)～(ウ)のうちいずれか1つ以上の取組の実施で要件を満たします。 今回の公募から地域支援活動について、仕様書に記載しましたので、現在各子育て支援センターにおいて実施している取組内容、年間実施回数及び主な連携団体について正確な内容を把握していませんが、各子育て支援センターにおける地域支援の取組については、中学生の職場体験の受け入れ、地域の子育てサークルの支援、地区子ども会指導者連絡協議会の協力による音楽会などを実施されています。
12	仕様書	2	5.「受託業務内容」⑥について 今回新たに加わった事項の中で、市がイメージする「地域に開かれた運営」について教えてください。	子育て支援センターの「地域に開かれた運営」とは、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が深刻化する中、子育て支援センターの中だけで完結せず、地域の人・場所・団体・資源とつながりながら、誰もが参加しやすい地域の子育て拠点として機能する運営のことです。
13	仕様書	2	仕様書6.委託条件①に記載の職員配置について、仕様書に定める職員配置における、「子育ての知識と経験を有する者」について、保育士・幼稚園教諭等の資格保有は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
14	仕様書	2	6. 「受託条件」① アについて 子育ての知識と経験を有するものとなっていますが、保育の知識と経験を有するものと、とらえてもよろしいでしょうか？	子育て支援センターの主な役割は、保護者とこどもの交流や遊びの場の提供、相談の対応であり、保育園のような保育を行う場ではないため、保育の知識と経験が必須ではありませんが、保育士資格を持つ職員が配置されることは望ましいと考えています。育児の大変さや楽しさを理解しており、利用者が安心して相談できる、また、孤立しがちな保護者の悩みに共感できるなど、子育ての知識と経験を重視しています。
15	仕様書	2	6. 「受託条件」① イについて 利用者の安全確保や施設の防災対策を検討する中で、開所時間に職員が1名だけになることは危険に感じますが、この配置を許可されるのは、どのような理由からでしょうか？	国の地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく配置人数は、運営負担との調和を図るためであり、開所の時間内は安全管理に沿った運営をお願いします。
16	仕様書	2	6. 「受託条件」④ アについて 管理し保存する年数は、5年間でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	仕様書	2	6. 「受託条件」④ イについて 「緊急連絡簿」の内容や書式について教えてください。	緊急事態の発生後の連絡系統について、氏名、連絡先を記載してください。LINE等により一斉に連絡を行う場合はその旨を記載してください。

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
18	仕様書	2	現在の各支援センターにおける職員雇用状況（人数、常勤・非常勤の別、勤務ローテーションの概要）、および開所時間中の職員配置人数をご教示ください。	現在勤務されている職員の雇用形態につきましては、各受注者の雇用になりますので、本市で回答はできません。 開所時間中の職員配置人数は、仕様書P2 6-①-イの「開所時間のうち5時間以上は2名以上を配置すること。」の要件を満たした配置となります。現在運営中の子育て支援センターでは、講座等の開催時は人員を増員し運営されています。
19	仕様書	2	現在の各子育て支援センターにおけるスタッフの配置状況（常勤・非常勤別の人数、保有資格等）および平均的な勤務シフトの実態についてご教示いただけますでしょうか？	現在勤務されている職員の雇用形態につきましては、各受注者の雇用になりますので、本市で回答はできません。 開所時間中の職員配置人数は、仕様書P2 6-①-イの「開所時間のうち5時間以上は2名以上を配置すること。」の要件を満たした配置となります。現在運営中の子育て支援センターでは、講座等の開催時は人員を増員し運営されています。
20	仕様書	2	現在のスタッフに残って頂くことを想定し、先生方の総人件費（年間または月額を目安）についてご教示いただくことは可能でしょうか？	現在勤務されている職員の人件費につきましては、各受注者の雇用になりますので、本市で回答はできません。
21	仕様書	2	プロポーザルにより、運営事業者が変更となった場合、現在の受託者が雇用されているスタッフを引き継ぐ形で雇用することは可能でしょうか。また、その際、雇用条件の維持（もしくは賃金などの上昇）などといった要件がありますでしょうか。	現在勤務されている職員は受託者の雇用になりますので、継続雇用については把握しておりません。また、職員の雇用形態及び処遇条件につきましても、各受注者の雇用になりますので、本市で回答はできません。
22	仕様書	2	子育て支援センターの運営に係る、運営事業者が負担する経費項目について令和7年度の費用実績をご教示ください。	現行の受託者の実績は公表できないため、回答できませんが、見積限度額については、人件費、講師謝礼、旅費、通信運搬費、クリーニング料、傷害保険料、器具費、予備費で積算しております。

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
23	仕様書	2	各子育て支援センターに備え付けられている玩具、絵本、家具、事務機器、パソコン、プリンター、電話機等、契約開始時に引継ぎ可能な備品と、受託者が新たに準備する必要がある備品の区分をご教示ください。 また、インターネット回線、Wi-Fi環境、の設置状況をご教示ください。これら通信環境を設置済みの場合、運営事業者が変更となった場合に引き継ぐことが可能かもあわせてご教示ください。	備品について、パソコンは受託者が準備してください。プリンター、電話機、CDラジカセ、掃除機、幼児体重計、玩具、絵本、家具等のうち、各子育て支援センター受託者が購入した備品の引継ぎはありませんが、上記の備品のうち契約開始時点で不足する備品については協議のうえ、必要な備品は市が準備します。玩具、遊具、器具の劣化・損傷による入替につきましては、委託料から支出していただいて差支えありませんが、市と受注者で協議のうえ決定させていただきます。 インターネット回線、Wi-Fi環境、の設置状況については、穂波子育て支援センター及び穎田子育て支援センターは市の公衆無線LANを使用しています。筑穂子育て支援センター及び庄内子育て支援センターはホームルーターを設置し、通信料金は市が負担しています。
24	仕様書	2	仕様書6-②業務経費-イについて、利用者及び職員を対象とした傷害保険・賠償責任保険への加入が必須とされていますが、補償額、補償対象、免責額等について貴市が想定する基準はありますでしょうか。	補償について基準の設定はありませんが、以下を目安としています。 <u>利用者</u> 【施設賠償責任保険】 対人1名 1億円/1事故につき 対物 200万円/1事故につき 免責金額 1万円 【利用者傷害見舞金】 死亡見舞費用 50万円 後遺障害見舞費用、入院費用、通院費用 <u>職員</u> 【傷害保険】 死亡保険 200万円 後遺障害保険 8～200万円 入院保険、手術保険金、通院保険
25	仕様書	3	仕様書8-①にて「発注者は、スタッフ及び責任者が適正に欠けると判断した場合、当該スタッフ・責任者の改善又は変更を求めることができる。受注者はそれを受けて、速やかに対処しなければならない」と示されているが、これまでにそのような求めがなされた事例があればご教示ください。	今までに事例はありません。

飯塚市子育て支援センター事業運営委託プロポーザルに関する質問に対する回答

回答日 令和8年8月26日

こども家庭課

No.	資料等名称	頁数	質問	回答
26	仕様書	3	8. その他 ③について 日々や月ごとのチェックリストで施設の安全管理を徹底しますが、例えば年に一度、外部の専門家による点検や評価を行っていただくことは可能でしょうか？	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の指導・検査は、事業実施主体である飯塚市が行うものとされています。保育園のような生命に関わる設備（調理室や寝室など）がないため、「適切なスタッフがいるか」「安全に相談・交流できるか」に重点が置かれます。今後、指導・検査の実施については検討します。
27	仕様書	4	仕様書の最終ページ「（参考）利用状況」に記載されている潁田子育て支援センターの「施設への来所者」と「出前講座等利用者」の合計が「利用者合計」になると認識していますが、記載の利用者合計が6,171人となっています。 正しくは何名になりますでしょうか。	ご指摘の箇所については、正しくは、施設への来所者5,360人、出前講座等利用者811人、利用者合計6,171人となります。
28	—	—	各子育て支援センターが運営しているSNS（Instagram等）について、運営事業者が変更となった場合でも、現在のアカウント情報を引き継ぐことは可能でしょうか。	各子育て支援センターのSNS（Instagram等）については、市の管理ではないため、現在のアカウント情報を引き継ぐことはできません。
29	—	—	各子育て支援センターにおける職員用駐車場の有無、および使用料の設定があるかについてご教示いただけますでしょうか？	職員用の駐車スペースは各子育て支援センターで設けています。使用料は無料です。